

税関関係法令に係る行政手続における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(案)(新旧対照条文)

税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七号)

改 正 案

現

行

別表(第三条、第九条関係)

別表(第三条、第九条関係)

番号	申 請 等
一	(省略)
二二三	
二三四	関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百十三号)第三条 第一項ただし書に規定する提出の猶予の申請
二三四	経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に 基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)第二 条第一項ただし書に規定する提出の猶予の申請
二三五	
二四一	(省略)

番号	申 請 等
一	同上
二二三	
二三四	関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百十三号)第三条 第一項の規定による提出の猶予の申請
二三五	
二四一	同上